

◎新潟県告示第1306号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和5年12月22日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
いまい皮膚科医院	長岡市関原町2-136	令和5年10月31日
医療法人社団 竹山整形外科	長岡市東宮内町3407-6	令和5年9月30日
大手薬局 東宮内店	長岡市東宮内町4900番地1	令和5年9月30日
医療法人社団 浩純会 山岸耳鼻科	燕市殿島2丁目7091番地2	令和5年11月4日
医療法人社団 磯部医院	三島郡出雲崎町大字住吉町18番地	令和5年8月31日